

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第50号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

事業者から排出されたものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムまでごとに 50円
排出量が一時に100キログラムを超えるもの（家庭から排出された粗大ごみを除く。）を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムまでごとに 50円

市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	1 キログラムまでごとに 20円 ただし、1 立方メートル当たりの重量が200キログラム以下のときは、1 立方メートルまでごとに 4,000円
仮設便所に排出されたものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	容量が500リットルまでの便槽 1 基につき 2,500円 容量が500リットルを超え1,000リットルまでの便槽 1 基につき 5,000円 容量が1,000リットルを超える便槽 1 基につき 7,500円
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	36リットルまでごとに 3 円75銭
市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき 1,000円
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	1 個につき 500円

を

「

事業者から排出されたものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムまでごとに 61円
家庭から排出されたものを市が臨時に収集し、運搬し、及	1 キログラムまでごとに 61円

」

び処分するとき。	
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	1キログラムまでごとに 27円 ただし、1立方メートル当たりの重量が200キログラム以下のときは、1立方メートルまでごとに 5,400円
仮設便所に排出されたものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	便槽1基につき、便槽の容量500リットルまでごとに 3,750円
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	36リットルまでごとに 5円62銭
市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1個につき 1,500円
市長の指示する場所に搬入されたものを処分するとき。	1個につき 750円

に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2

種別	取扱区分	品目	手数料（1個又は1セットにつき）	
家庭から排出された粗大ごみ	市が収集し、運搬し、及び処分するとき（臨時に収集	アイロン台	250円	
		アウトドアテーブル	500円	
		アコーディオンカーテン	最大の辺の長さが90センチメートル以下のもの	250円
			最大の辺の長さが90センチメートルを超え180センチメートル以下	500円

し、運搬		のもの		
し、及び	網戸		250円	
処分する	イーゼル		250円	
ときを除	衣こう		250円	
く。)	衣装ケース	箱型のもの、又はプラスチックチェストであって、天板を有しないもの	250円	
		プラスチックチェストであって、天板を有するもの	500円	
	椅子（座椅子及びロッキングチェアを除く。）	1人用のもの	250円	
		2人用のもの	500円	
		3人用のもの	1,000円	
	一輪車（運搬用のもの）		500円	
	一輪車（乗用のもの）		250円	
	植木鉢	プラスチック製のもの	250円	
		プラスチック製以外のもの	最大の辺又は径の長さが45センチメートル以下のもの	500円
			最大の辺又は径の長さが45センチメートルを超えるもの	1,000円
	ウッドカー	6畳以下のもの	1,000円	
	ペット	6畳を超えるもの	1,500円	
	縁台		500円	
	オープンレンジ		1,000円	
	置き畳	半畳のもの	250円	
		1畳のもの	500円	
	オルガン		1,500円	

ガスこんろ		500円
花台		250円
カラーボックス	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	500円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	1,000円
キーボード (電子ピアノ(脚付きのものを除く。)を含む。)	鍵盤の数が49以下のもの	250円
	鍵盤の数が49を超えるもの	500円
ギター		250円
キックバイク		250円
キックボード		250円
キッチンカウンター		1,500円
キッチンワゴン		500円
脚立		250円
キャディバッグ		250円
キャリーカート		250円
キャリーワゴン		500円
鏡台(椅子を含む。)		1,000円
クーラーボックス		250円
空気入れ		250円
空気清浄機		500円
草刈機		250円
熊手(5本まで1組)		250円
車椅子		500円
くわ		250円
高圧洗浄機		500円

こたつ（こたつ天板を含み、こたつ布団を除く。）	天板の最大の辺又は径の長さが120センチメートル以下のもの	1,000円
	天板の最大の辺又は径の長さが120センチメートルを超えるもの	1,500円
こたつ天板	最大の辺又は径の長さが90センチメートル以下のもの	250円
	最大の辺又は径の長さが90センチメートルを超えるもの	500円
こたつ布団（2枚まで1組）		250円
琴		250円
ゴムボート		1,000円
ゴルフクラブ（14本まで1組）		250円
ゴルフクラブセット（ゴルフクラブ14本まで及びキャディバッグで1組）		500円
コンポスト容器		250円
こんろ下キャビネット		1,000円
サーフボード		250円
座椅子		500円
サイドボード	最大の辺の長さが90センチメートル以下のもの	1,000円
	最大の辺の長さが90センチメートルを超え120センチメートル以下のもの	1,500円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	2,000円
サマーベッド		250円
三脚（造園用のものを除く。）		250円
三輪車		500円
自転車		1,000円

ショベル		250円
じゅうたん	6畳以下のもの	250円
	6畳を超えるもの	500円
収納庫	最大の辺の長さが90センチメートル以下のもの	250円
	最大の辺の長さが90センチメートルを超え120センチメートル以下のもの	500円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの（屋外用のものを除く。）	1,500円
収納棚（扉及び背板を有しないもの（スチール棚を除く。））	最大の辺の長さが90センチメートル以下のもの	500円
	最大の辺の長さが90センチメートルを超え120センチメートル以下のもの	1,000円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	1,500円
照明器具		250円
乗用玩具（幼児用のもの（電動式のものを除く。））		250円
書棚	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	1,000円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	1,500円
食器洗い乾燥機		1,000円
食器棚	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	1,500円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	2,000円

シルバーカー		250円
水槽	最大の辺の長さが100センチメートル以下のもの	500円
	最大の辺の長さが100センチメートルを超えるもの	1,500円
スーツケース		250円
スキー用具（スキー板、スキー靴及びストックで1組）		250円
炊飯器		250円
スチール棚	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	250円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	1,000円
スノーボード		250円
すのこ	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	250円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	500円
スピーカー		1,000円
滑り台（幼児用のもの）		250円
ズボンプレスナー		500円
石油ストーブ		500円
石油ファンヒーター		500円
扇風機		250円
洗面化粧台		1,500円
掃除機		250円
ソファ	1人用のもの	500円
	2人用のもの	1,000円
	3人以上用のもの	1,500円
そり		250円

台車		1,000円
ダイニング テーブル	天板の最大の辺又は径の長さが65センチメートルを超え120センチメートル以下のもの	1,000円
	天板の最大の辺又は径の長さが120センチメートルを超えるもの	1,500円
高枝切りばさみ		250円
竹馬（2本1組）		250円
竹ぼうき（5本まで1組）		250円
畳	半畳のもの	500円
	1畳のもの	1,000円
卓球台		1,000円
たんす	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	1,500円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの	2,000円
チャイルドシート		500円
つい立て		250円
机	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの（両袖のものを除く。）	500円
	最大の辺の長さが120センチメートルを超えるもの又は両袖のもの	1,000円
つり棚		250円
デスクキャビネット		1,000円
デスクラック		250円
鉄板（調理用のもの）		250円
鉄棒（幼児用のもの）		500円
テレビ台	最大の辺の長さが120センチメートル以下のもの	1,000円

	最大の辺の長さが120センチメートルを超え150センチメートル以下のもの	1,500円
	最大の辺の長さが150センチメートルを超えるもの	2,500円
電気オーブン		250円
電気ストーブ		250円
電気ファンヒーター		250円
電子オルガン		2,500円
電子ピアノ（脚付きのもの）		2,000円
電子レンジ（単機能のもの）		500円
天体望遠鏡		250円
テント		500円
電動キックボード		1,000円
電動車椅子	折り畳み式のもの	2,000円
	折り畳み式以外のもの	2,500円
電動ベッド	モーターの数が2以下のもの	2,000円
	モーターの数が2を超えるもの	2,500円
電動リクライニングソファ	1人用のもの	1,500円
	2人以上用のもの	2,500円
ドラムセット		1,500円
トランポリン		250円
鳥かご		250円
流し台		1,000円
生ごみ処理機		250円
バーベキューこんろ		250円
はしご		500円
バスケットゴール（壁掛け用のものを除く。）		1,500円
ハンガーラック		250円

ビーチパラソル		250円
火鉢		1,000円
フィットネスバイク		1,500円
仏壇		2,000円
布団（2枚まで1組）		250円
ブラインド・ロールカーテン		250円
プリンター	最大の辺の長さが50センチメートル以下のもの	250円
	最大の辺の長さが50センチメートルを超えるもの	1,000円
風呂のふた		250円
ベッド（マットレスを除く。）	シングルサイズのもの	1,000円
	2段以上のもの又はダブルサイズ以上のもの	2,500円
ペットケージ		1,000円
ベビーカー		250円
ベビーゲート		250円
ベビーサークル		500円
ベビーチェア		500円
ベビーバス		250円
ベビーベッド（マットレスを除く。）		1,000円
ポータブル	プラスチック製のもの	250円
トイレ	プラスチック製以外のもの	500円
ポールハンガー		250円
歩行器		250円
ホットカー	6畳以下のもの	250円
ペット（上敷きを含む。）	6畳を超えるもの	500円
マッサージ器（マッサージチェアを除く。）		250円

マッサージチェア			2,500円
マットレス	乳幼児用のもの又は三つ折りのもの（スプリング入りのものを除く。）		250円
	乳幼児用のもの、三つ折りのもの及びスプリング入りのもの以外のもの		500円
	スプリング入りのもの		2,000円
松葉づえ（2本まで1組）			250円
み箕			250円
ミシン（卓上式のもの）			1,500円
ミニテーブル（天板の最大の辺又は径の長さが65センチメートル以下のもの）			250円
毛布（2枚まで1組）			250円
木材（長さ180センチメートル以下のもの）	板材又は角材（幅90センチメートル以下のもの）	厚さ1センチメートル以下のもの	250円
		厚さ1センチメートルを超え2センチメートル以下のもの	500円
		厚さ2センチメートルを超え5センチメートル以下のもの	1,000円
		厚さ5センチメートルを超え7センチメートル以下のもの	1,500円
		厚さ7センチメートル以下のもの	2,000円

		一トルを超え10センチメートル以下のもの	
	丸太又は丸棒（直径15センチメートル以下のもの）	長さ120センチメートル以下のもの	250円
		長さ120センチメートルを超えるもの	500円
モニター	32インチ未満のもの		250円
	32インチ以上のもの		500円
物置			2,500円
物干し竿			250円
物干し台（支柱を含む。）			1,000円
物干し台（支柱に限る。）			250円
湯沸器			1,000円
ラケット（5本まで1組）			250円
ラティス			250円
ランニングマシン			2,500円
ルーフボックス			1,000円
レターケース			500円
ローテーブル（高さ40センチメートル以下のもの）	天板の最大の辺又は径の長さが65センチメートルを超え120センチメートル以下のもの		500円
	天板の最大の辺又は径の長さが120センチメートルを超えるもの		1,000円
ロッキングチェア			500円
ワードローブ			1,500円

別表第2備考第2項中「は、500円」を「の手数料は、次の各号に掲げる品目の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 重量6.7キログラム未満のもの 250円
- (2) 重量6.7キログラム以上13.4キログラム未満のもの 500円
- (3) 重量13.4キログラム以上26.7キログラム未満のもの 1,000円
- (4) 重量26.7キログラム以上40キログラム未満のもの 1,500円
- (5) 重量40キログラム以上53.4キログラム未満のもの 2,000円
- (6) 重量53.4キログラム以上のもの 2,500円

別表第3中

「	「	を	に改
<p>1キログラムまでごとに 20円</p> <p>ただし、1立方メートル当たりの重量が200キログラム以下のときは、1立方メートルまでごとに 4,000円</p>	<p>1キログラムまでごとに 27円</p> <p>ただし、1立方メートル当たりの重量が200キログラム以下のときは、1立方メートルまでごとに 5,400円</p>		
」	」		

める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年8月28日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に収集し、又は搬入された一般廃棄物に係る手数料について適用し、施行日前に収集し、又は搬入された一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第3の規定は、施行日以後に搬入された産業廃棄物に係る費用について適用し、施行日前に搬入された産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。